

税理士試験 教科書 消費税法Ⅱ 基礎完成編 (2019 年 9 月 14 日 初版 第 1 刷)

弊社の書籍をご利用いただき、有難うございます。

訂正が出ないようにと努力しておりますが以下の通り、誤りが判明致しました。

お手数をおかけして申し訳ございませんが訂正の上、ご利用下さい。

2019. 12. 02

ページ	訂正箇所	誤	正	備 考																
4－19	上から 2 行目	(8) 非居住者に対する役務の提供で… <u>6.3%</u> 課税取引となる。	(8) 非居住者に対する役務の提供で… <u>7.8%</u> 課税取引となる。	2019. 10. 15																
4－19	上から 8 行目位	(10) 外航船舶等の修理の規定… 船舶運航事業者等からの… ら修理の委託を…………規定から除かれ <u>6.3%</u> 課税取引	(10) 外航船舶等の修理の規定… 船舶運航事業者等からの… ら修理の委託を…………規定から除かれ <u>7.8%</u> 課税取引	2019. 10. 15																
5－19	上から 12 行目	消費税法<税率> 第 29 条 消費税の税率は、100 分の <u>6.3</u> とする	消費税法<税率> 第 29 条 消費税の税率は、100 分の <u>7.8</u> とする	2019. 10. 15																
5－19	右の脚注 *01)	<u>平成 26 年 4 月 1 日</u> 以後の取引について適用されます。	<u>令和元年 10 月 1 日</u> 以後の取引について適用されます。	2019. 10. 15																
14－9	設例 1－2 問題文中の表	<table><tr><td></td><td><u>10 月～12 月</u></td><td><u>1 月～3 月</u></td><td><u>4 月～6 月</u></td></tr><tr><td></td><td><u>5, 375, 000 円</u></td><td><u>4, 967, 000 円</u></td><td><u>5, 171, 000 円</u></td></tr></table>		<u>10 月～12 月</u>	<u>1 月～3 月</u>	<u>4 月～6 月</u>		<u>5, 375, 000 円</u>	<u>4, 967, 000 円</u>	<u>5, 171, 000 円</u>	<table><tr><td></td><td><u>4 月～6 月</u></td><td><u>7 月～9 月</u></td><td><u>10 月～12 月</u></td></tr><tr><td></td><td><u>5, 375, 000 円</u></td><td><u>4, 967, 000 円</u></td><td><u>5, 171, 000 円</u></td></tr></table>		<u>4 月～6 月</u>	<u>7 月～9 月</u>	<u>10 月～12 月</u>		<u>5, 375, 000 円</u>	<u>4, 967, 000 円</u>	<u>5, 171, 000 円</u>	2019. 11. 26
	<u>10 月～12 月</u>	<u>1 月～3 月</u>	<u>4 月～6 月</u>																	
	<u>5, 375, 000 円</u>	<u>4, 967, 000 円</u>	<u>5, 171, 000 円</u>																	
	<u>4 月～6 月</u>	<u>7 月～9 月</u>	<u>10 月～12 月</u>																	
	<u>5, 375, 000 円</u>	<u>4, 967, 000 円</u>	<u>5, 171, 000 円</u>																	
14－9	下から 4 行目	<u>イ 10 月～12 月</u>	<u>イ 4 月～6 月</u>	2019. 11. 26																
14－10	上から 1 行目	<u>ロ 1 月～3 月</u>	<u>ロ 7 月～9 月</u>	2019. 11. 26																
14－10	上から 5 行目	<u>ハ 4 月～6 月</u>	<u>ハ 10 月～12 月</u>	2019. 11. 26																
12－3	上から 5 行目	号に掲げる消費税額の合計額（ <u>控除税税額小計</u> ）を…	号に掲げる消費税額の合計額（ <u>控除税額小計</u> ）を…	2019. 12. 02																
12－3	右の脚注 *02) 2 行目	提出する義務が場合には、	提出する義務が <u>ない</u> 場合には、	2019. 12. 02																